（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（舗装工事）であること。以下同じ）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがなされている者でないこと（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く）。

⑷　施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ求める施工実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること）。

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める施工実績　供用中の道路（国道又は自動車専用道路）において、設計舗装補修面積（表層）10万㎡以上のアスファルト舗装工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める施工実績　供用中の道路（国道又は自動車専用道路）において、設計舗装補修面積（表層）５万㎡以上のアスファルト舗装工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　入札説明書に示す本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。工事に係る設計業務等の受注者とは、次に掲げる者である。

・中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社（本社　愛知県名古屋市）
・株式会社国土開発センター（本社　石川県金沢市）
・ＮｉＸ　ＪＡＰＡＮ株式会社（本社　富山県富山市）

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は「不採用」とする。

⑶　技術提案書の記載に関する事項

①　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、発注者が過度なコスト負担等を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・使用するアスファルトの種類の変更
・アスファルト混合物に添加剤を使用する提案
・交通保安要員を追加配置する提案

②　下記⑷評価項目「品質管理①・②」、「環境対策」に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を「不採用」とする。

③　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案に関する評価点は加点しない。

④　技術提案書は所定の様式により定める文字数にて記載し評価項目ごとにＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。

⑤　様式を追加するなどにより提案を増やしている場合、所定の枚数、文字数を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を「不採用」とする。

⑥　提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。評価基準は、提案された内容について、評価指標をもとに提案者の優劣を相対的に評価する。

１）工事目的物の性能・機能に関する事項

品質管理①【40点】　床版（橋面）と床版防水層との付着性能確保のための具体策とその管理手法。ただし、防水層の種類ごとに定められた施工要領書の記載内容の提案は加点しない。

品質管理②【40点】　アスファルト舗装（表層）の平坦性向上のための具体策とその管理手法

２）社会的要請に関する事項

環境対策【20点】　以下における工事中の周辺環境への配慮すべき対策

・騒音・振動対策※
・砂塵等飛散対策

※ただし、車両誘導時の騒音対策は契約締結後、施工計画において反映する予定であるため「不採用」とする。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

①　優　共通仕様書、施工管理要領及び設計図書に示す標準案に比べ、非常に優れているもの。
②　良上　良に比べ、やや優れているもの。
③　良　標準案に比べ、優れているもの。
④　良下　標準案に比べ、やや優れているもの。
⑤　可　標準案又は標準案と同等であるもの。

⑸　評価点の付与方法

【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

【品質管理①に関する以下の提案】　床版（橋面）と床版防水層との付着性能確保のための具体策とその管理手法。ただし、防水層の種類ごとに定められた施工要領書の記載内容の提案は加点しない。

・技術評価点（40点）　優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点